

## 西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金給付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者に対し、緊急的支援が必要であることから西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、事業の継続ができるよう支援することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいい、法人又は事業を営む個人事業者をいう。ただし、中小企業者に該当する場合であっても、次の各号に該当するものは、中小企業者以外のものとみなす。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中小企業者以外のもの（以下「大企業等」という。）が所有している事業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業等が所有している事業者

(2) 燃料費 中小企業者が事業活動に供する重油、ガソリン、軽油、灯油に係る経費をいう。

(3) 光熱費 中小企業者が事業活動に供する電気、ガスに係る経費をいう。

### (給付対象事業者)

第3 給付金の給付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次のいずれの要件も満たす中小企業者とする。

(1) 町内に事業所若しくは店舗又は工場（以下「事業所等」という。）を有していること。

(2) 令和6年12月から令和7年3月までの期間のうち、いずれか一月の燃料費又は光熱費が令和5年12月から令和6年3月までの期間の同月と比較して支払額が増加していること。

(3) 町内において、今後も事業を継続する意思があること。

(4) 直近の法人税の確定申告、所得税の確定申告又は町県民税の申告を行っていること。

(5) 町税その他町の債務を滞納していないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者でないこと。

(8) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではないこと。

(9) 基準日（令和 6 年 12 月をいう。）において、開業後 1 年を経過していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する中小企業者は、給付対象としない。

(1) 農林漁業及び医療福祉事業収入を主とする事業

(2) 物価又は原油等価格高騰対策に係る町の給付金等の給付を受けた中小企業者  
(給付金の額)

第 4 給付金の額は、対象事業者が令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月までの期間のうち、いずれか一月の燃料費及び光熱費の支払額と令和 5 年 12 月から令和 6 年 3 月までの期間の同月の支払額との差額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 給付金の給付は、1 事業者当たり法人 30 万円、個人事業者 15 万円を限度とし、同一対象事業者に対して 1 回限りとする。

(給付の申請及び請求)

第 5 給付金の給付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金給付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 7 年 5 月 30 日までに町長に提出しなければならない。

(1) 令和 6 年分（法人は令和 6 年 1 月から 12 月までの事業分が確認できるもの）の確定申告書類等の写し

ア 法人

(ア) 履歴事項全部証明書

(イ) 確定申告書及び法人事業概況説明書の写し

(ウ) 対象月において、事業に使用した燃料費及び光熱費の料

金を支払ったことを証する書類

- (エ) 申請者名義の預金口座通帳（表紙及び見開き）の写し等
- イ 個人事業者
  - (ア) 開業届、営業許可証、その他申請者名と事業所所在地が記載された公的な証明書類等
  - (イ) 運転免許証（両面）等公的機関が発行し、氏名・住所・生年月日が確認できる身分証明書類等
  - (ウ) 青色申告の場合は確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し、白色申告の場合は確定申告書第一表及び収支内訳書（両面）、町民税・県民税（国民健康保険税）申告書及び収支内訳書（両面）
  - (エ) 対象月において、事業に使用した燃料費及び光熱費の料金を支払ったことを証する書類
  - (オ) 申請者名義の預金口座通帳（表紙及び見開き）の写し等
- (2) 令和6年12月から令和7年3月までの期間のうち、いずれか一月の燃料費及び光熱費の支払額と、令和5年12月から令和6年3月までの期間の同月の燃料費及び光熱費の支払額が確認できる領収書等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類  
（給付決定の通知）

第6 町長は、第5の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金を給付することが適当であると認めるときは、西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金給付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知し給付金を給付するものとし、給付金を給付することが不適當であると認めるときは、西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金不給付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び給付金の返還）

第7 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により給付金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反していることが認められたとき。

2 前項の場合において、既に給付金が給付されているときは、給付した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 町長は、前項の規定により給付金の返還を命じるときは、西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金返還命令書（様式第4号）により当該給付決定者に通知するものとする。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。